

○ 基幹水利施設管理事業実施要綱（平成８年７月31日付け８構改Ａ第595号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第２ 事業内容 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。 １～３ （略） （削る。）	第２ 事業内容 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。 １～３ （略） <u>４ 省エネルギー化推進型</u> <u>（１）都道府県又は市町村が、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設の省エネルギー化を図る事業とする。</u> <u>（２）事業実施期間は、令和６年度までとする。</u>
第３ 基幹水利施設管理強化計画 第２の１の基幹水利施設管理強化計画（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。 （１）都道府県知事は、<u>第６の１</u>の（１）及び（２）の要件に該当し、かつ、<u>第６の１</u>の（３）又は（４）のいずれかの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）（（２）において、それぞれ「関係市町村」、「関係土地改良区等」という。）から要請があり、必要があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。 （２）～（５）（略）	第３ 基幹水利施設管理強化計画 第２の１の基幹水利施設管理強化計画（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。 （１）都道府県知事は、<u>第７の１</u>の（１）及び（２）の要件に該当し、かつ、<u>第７の１</u>の（３）又は（４）のいずれかの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）（（２）において、それぞれ「関係市町村」、「関係土地改良区等」という。）から要請があり、必要があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。 （２）～（５）（略）

(削る。)

第5 事業主体

1～3 (略)

(削る。)

第6 採択基準

1～3 (略)

(削る。)

第7 事業の申請

1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事

第5 省エネルギー化推進計画

1 第2の4の(1)の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業主体が策定するものとする。

2 省エネ計画の内容について変更を行う必要がある場合には、事業主体は1の手續に準じて変更を行うものとする。

3 市町村は、省エネ計画の変更を行ったときは、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。

4 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、変更後の省エネ計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 事業主体

1～3 (略)

4 省エネルギー化推進型

事業主体は、都道府県又は市町村とする。

第7 採択基準

1～3 (略)

4 省エネルギー化推進型

1又は2の要件に該当する施設のうち、省エネ計画に基づいて、農村振興局長が別に定める省エネルギー化及びコスト削減の取組を行う施設を対象とする。

第8 事業の申請

1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事

業の実施の申請があったとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第6の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

都道府県知事は、特別型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第6の2の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

3 (略)

(削る。)

第8 事業の採択

1 一般型

地方農政局長等は、第7の1の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の

業の実施の申請があったとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

都道府県知事は、特別型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第7の2の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

3 (略)

4 省エネルギー化推進型

都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

第9 事業の採択

1 一般型

地方農政局長等は、第8の1の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の

決定を通知するものとする。

2 特別型

地方農政局長等は、第7の2の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

3 包括的民間委託推進型

地方農政局長等は、第7の3の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（削る。）

第9・第10 （略）

第11 報告

（削る。）

- 1 市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府

決定を通知するものとする。

2 特別型

地方農政局長等は、第8の2の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

3 包括的民間委託推進型

地方農政局長等は、第8の3の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

4 省エネルギー化推進型

地方農政局長等は、第8の4の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

第10・第11 （略）

第12 報告

1 包括的民間委託推進型

- （1）市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都

県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の規定により市町村長から受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

(削る。)

第12 その他

第3及び第4の規定、第7から第9までの規定及び第11の規定に基づき策定、提出又は報告すべき計画、事業採択申請書、その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第13 (略)

別表4 国の補助対象経費
事業費

(1)・(2) (略)

(削る。)

道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

2 省エネルギー化推進型

(1) 市町村は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第13 その他

第3から第5までの規定、第8から第10までの規定及び第12の規定に基づき策定、提出又は報告すべき計画、事業採択申請書、その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第14 (略)

別表4 国の補助対象経費
事業費

(1)・(2) (略)

(3) 支援金

ア 省エネ計画に位置付けられた取組に必要な費用

	<u>イ 省エネ計画に位置付けられた施設に対する（１） の管理費</u>
--	--

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。